

● 防災・防犯情報

家具転倒防止対策講座のお知らせ 無 料 各回先着20名

災害への備えには、区民の一人ひとりが自助の観点を持つことが大切です。平野区役所では自助の取組みにかかる普及啓発を進めています。その一環として、災害への自助の備え(おもに家具転倒防止対策)について学んでいただく講習会を開催します。

本講習会を受講し、申請書をご提出いただいた方に家具転倒防止器具1セットを無料で支給(※)します。この機会にぜひ講習会にご参加いただき、改めて防災について考えてみましょう!

★右記の日程以外にも「10名以上でご応募いただける方」で「会場を各自でご準備いただける方」は、平野区役所防災担当職員が会場まで出張し、講習会を開催することも可能です。詳しくはお問い合わせください。

(※)器具の支給は、1世帯あたり1セットまでとさせていただきます

(※)以前に器具を支給された方(同一世帯の方含む)は、再度支給は行いません

(※)一度支給した器具は返品交換できませんのでご了承ください

問合せ まちづくり推進室(まちづくり協働)②1番窓口
☎4302-9734 FAX 4302-9920

<器具の種類>

- ボール式転倒防止器具(超ミニ 23～30cm)
- ボール式転倒防止器具(小 30～40cm)
- ボール式転倒防止器具(中 40～50cm)
- ボール式転倒防止器具(大 50～80cm)
- 安定板(家具の底面に差し込み倒れにくくする安定板)
- L字金具(壁と家具にネジで固定する金具)

ボール式転倒防止器具を希望される場合は、必ず天井と家具の間の幅を事前に確認のうえ受講してください。

各器具は数に限りがあります。無くなり次第終了しますのでご了承ください。

日時 毎月第2・4(木) 15:00～16:00 ※祝日を除く
場所 区役所内
対象・定員 区内在住の方で、以前に器具の支給を受けていない方(各回先着20名)
持ち物 筆記用具 **締切日** 各回の前日まで
申込み 電話または区役所に設置しているチラシの申込欄に記入の上 Faxまたは持参してください

春の全国交通安全運動

4月6日(木)～15日(土)

交通ルールを守り、交通事故に遭わない、起こさないようにしましょう。

平野区交通安全大会

日時 4月6日(木) 13:30
場所 コミュニティプラザ平野(区民センター 長吉出戸5-3-58)
内容 加美南・東生野中学校コーラス部・大教大附属中学校吹奏楽部による演奏や、地球戦士ゼロスによる交通安全教室を実施予定です



問合せ 平野警察署 ☎6794-1234

春の地域安全運動

4月18日(火)～27日(木)

みんなで力をあわせて、安心・安全なまち「平野」をめざしましょう。

ナンバープレート盗難防止ネジ無料取付キャンペーン

日時 4月22日(土) 10:00 ※なくなり次第終了
場所 イオン喜連瓜破駅前店(瓜破2-1-13)屋上駐車場
※国産の普通乗用自動車(取付不可車種あり・軽四は対象外)対象

● まちづくり情報

含翠堂創立 300年 記念のつどい

「含翠堂」は平野七名家の一人、土橋友直らによって享保2年(1717年)に創設された民間学問所です。経営はすべて同志の寄附金とその運用で維持され、明治5年(1872年)新学制公布による閉鎖まで地域住民の教育や窮民救済にあたりました。

今年で含翠堂が創設されて300年となります。平野歴史民俗研究会が「土橋友直の生涯とその偉業」について基調報告します。

日時 5月5日(金・祝) 14:00～15:30※予定
場所 杭全神社 瑞鳳殿(平野宮町2-1-67)
※車での来場はご遠慮ください

問合せ まちづくり推進室(まちづくり協働)②1番窓口
☎4302-9734



平野区誌より

4月区民ギャラリー 展示案内(区役所1階)

展示中 ～ 4月12日(水)

平野区の写真
(大阪教育大学付属高等学校平野校舎写真部)

4月13日(木) ～ 4月26日(水)

ガラスアート
(ガラスアート ナカイグループ ガラスアートおおいし教室)

問合せ 平野区民ホール(平野南1-2-7)
☎6790-4000

● 暮らしの情報

介護保険担当からのお知らせ

介護保険料決定通知書を送付します

65歳以上の介護保険の第1号被保険者の方で、口座振替または納付書で保険料を納付している方(普通徴収の方)には、4月中旬に介護保険料決定通知書を送付します。なお、年金からあらかじめお支払いいただいている方(特別徴収の方)には、保険料決定通知書を7月中旬に送付します。

介護保険料の減免について

大阪市では、65歳以上の介護保険の第1号被保険者の方に、災害や失業などの減免のほか、世帯全員が市町村民税非課税で生活に困窮している方に対して、一定の条件に該当される場合、介護保険料の減免を行っています。

※減免を受けるには申請が必要です。詳しくはお問い合わせください

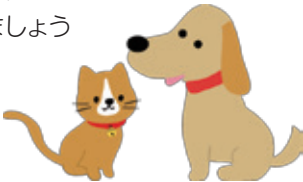
※昨年度減免を受けている方で、更新手続きが必要な方には順次案内をお送りします

問合せ 保健福祉課(介護保険)③1番窓口 ☎4302-9859

4月は犬・猫を正しく飼う運動強調月間です

- 無責任な放し飼いはやめ、愛情と責任をもって終生飼いましょう
- ふん・尿の後始末は飼い主の責任です。必ず後始末をしましょう
- 犬の登録と狂犬病予防注射(年1回)は必ず受けましょう
- 野良猫への無責任なえさやりはやめましょう

不妊・去勢手術を行い、えさの後始末をするなど、周りに迷惑をかけないよう責任をもって世話をしましょう



問合せ 保健福祉課(地域保健)③2番窓口 ☎4302-9973

後期高齢者医療保険料軽減割合の改定について

平成29年度の後期高齢者医療保険料にかかる軽減割合が改定されました。

①賦課のもととなる所得金額が58万円以下の被保険者について

改定前 所得割保険料の5割を軽減
改定後 所得割保険料の2割を軽減

②会社の健康保険などの被扶養者であった被保険者について

改定前 均等割保険料の9割を軽減
改定後 均等割保険料の7割を軽減

なお、お一人おひとりの保険料額は7月にお知らせします。

国民健康保険の届出をお忘れなく

就職などで、国民健康保険を脱退されるときや、退職などで、国民健康保険へ加入されるときは、事実の発生したときから14日以内に届出が必要です。国民健康保険では、自動的に加入や脱退の手続きがされることはありませんので、就職や退職をされた場合などには必ず届出をしてください。

なお、加入の届出が遅れた場合は、加入しなければならない事実が発生したときまで最長2年間さかのぼって保険料を納めていただきますが、やむを得ない理由がない限り、さかのぼって給付を受けることはできません。

問合せ 窓口サービス課(保険年金)⑦番窓口 ☎4302-9956

知ってください。「こども用車いす」のこと。

このマークは、こども用車いす及び同目的で使用しているベビーカー(病気や障がいがあるベビーカーでしか移動できない方)などを表しています。ご理解・ご協力をお願いします。

問合せ 総務課⑤1番窓口 ☎4302-9626

